

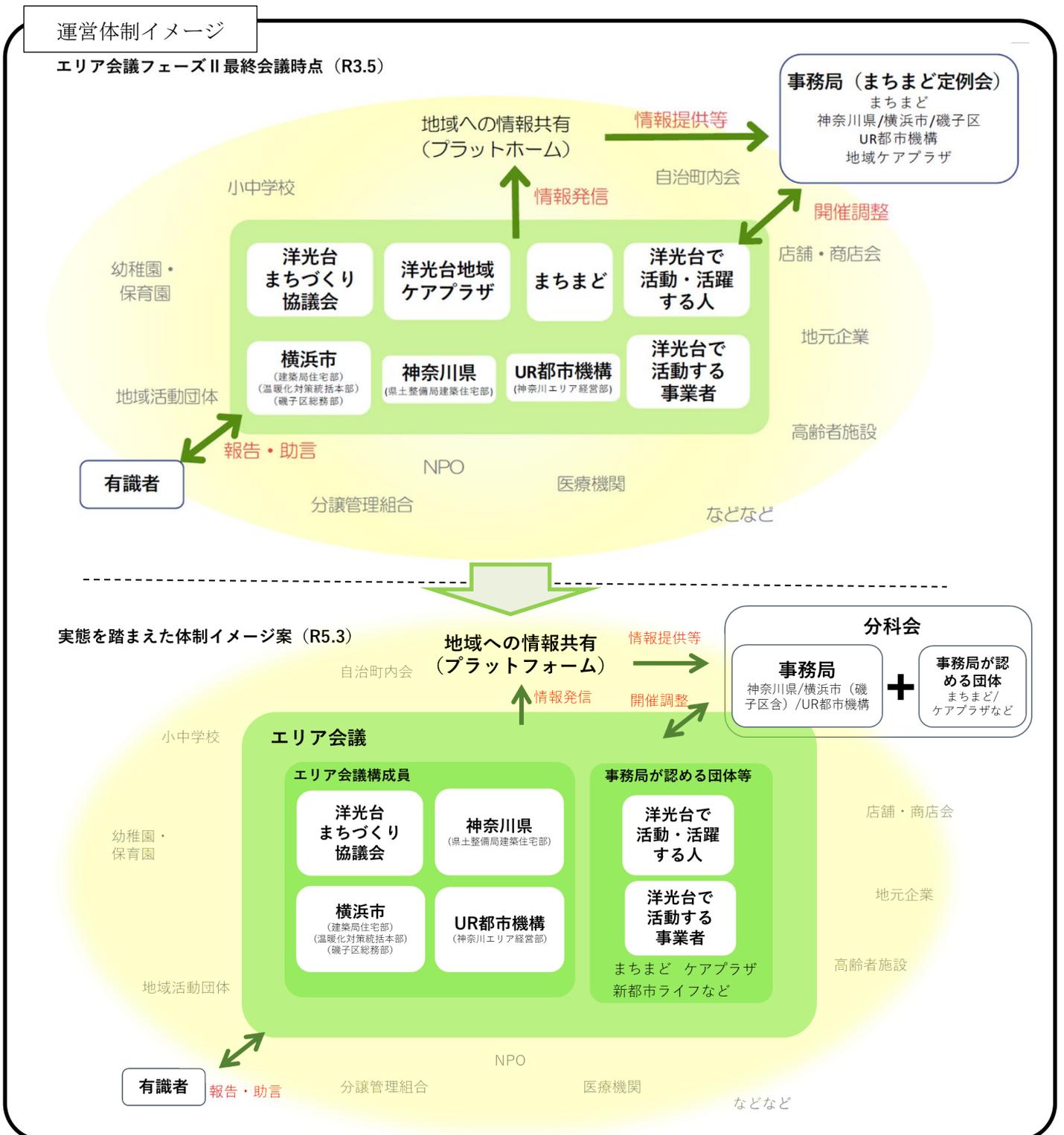
エリア会議運営要領について

まちまどの自立に合わせ、運営体制イメージの更新を行う。

また、エリア会議フェーズⅢの運営実態に合わせ、改訂できていなかった運営要領の改訂を行う。

○主な改定内容（案）

- ・会議の目的が「情報共有の場」であることを明文化
- ・構成員・役割分担の更新



洋光台エリア会議の設置及び運営要領

制 定 平成 24 年 5 月 11 日

最終改正 令和 5 年 3 月 ● 日

(名称)

第 1 条 この会議を「洋光台エリア会議」（以下、「エリア会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 エリア会議は、洋光台地域の良好な社会資本を有効活用し、価値を維持・向上させて、次世代に引き継ぎ下記を実現することを目的として、第 4 条に掲げる構成員及び第 7 条第 3 項に掲げる地域関係者（以下、「構成員等」という。）が行う取組等を共有する場とする。

- (1) 地域の課題解決の担い手となる専門性を持った組織のプラットフォームの構築
- (2) 複合的なテーマを扱うグループの形成や活動スキームの波及、新たな取組主体の参画などによるエリアの活性化
- (3) 各主体の連携を連鎖的につなげること

(テーマ)

第 3 条 前条の目的を達成するため、エリア会議は下記をテーマとして取り扱う。

- (1) 多世代近居（住み替えシステム、コミュニティ活性化、ウェルフェア等）
- (2) 防災
- (3) 駅前再編・景観形成
- (4) エネルギーマネジメント
- (5) その他、洋光台地域の価値を維持・向上させることに資する取り組み

(構成)

第 4 条 エリア会議の構成員は、別表に掲げるものとする。

- 2 構成員は、必要に応じて適宜見直しを図る。
- 3 各年度当初に、独立行政法人都市再生機構が、構成員等を記載したエリア会議出席者名簿を作成し、構成員等へ共有する。

(対象エリア)

第 5 条 エリア会議の対象エリアは、別図に規定するエリア（洋光台まちづくり協議会活動エリアに県営日野団地を加えたエリア）とする。

2 対象エリアは、必要に応じて適宜見直しを図る。

(事務局)

第6条 エリア会議の庶務を担当するため、独立行政法人都市再生機構に事務局を置く。

(エリア会議及び分科会等)

第7条 エリア会議の開催は年1回を目安とし、必要に応じて随時開催する。

2 エリア会議の招集は事務局が行う。

3 事務局が必要と認めるときは、構成員の他、関係者もエリア会議に出席することができる。

4 エリア会議において、各構成員は以下を行う。

(1) 検討及び取り組み状況等の報告

(2) 課題解決に向けた連携体制の構築

(3) 取り組みスキームの地域内への波及に向けた意見交換

(4) 構成員の連携による新たな取り組み項目の発意

5 エリア会議は、必要に応じ分科会及び連絡会（以下、「分科会等」という。）を置く。

6 分科会等の設置やその構成、目的及び役割は、エリア会議における協議に基づき定める。なお、分科会等の庶務については別途定める。

(雑則)

第8条 本要領に定めのない事項については、エリア会議の合意により定める。

(附則)

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年3月●日から施行する。

別表（構成員）

洋光台まちづくり協議会
会長
副会長（公園・街路空間整備部会長）
副会長（住環境整備部会長）
事務局長
駅前・商空間整備部会長
神奈川県
県土整備局建築住宅部住宅計画課長
横浜市
建築局住宅部住宅再生課担当課長
温暖化対策統括本部企画調整部SDGs未来都市推進課担当課長
磯子区総務部区政推進課長
独立行政法人都市再生機構（事務局）
団地マネージャー（洋光台エリア担当）

別図 (対象エリア)

